

納 期 限

今月の納期限は12月25日(月)です

- ◇固定資産税(3期)
- ◇国民健康保険税(7期)
- ◇後期高齢者医療保険料(6期)
- ◇介護保険料(12月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00

場 所 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇年金相談

時 1月18日(木)
10:00~11:30
13:00~15:00

※田辺年金事務所お客様相談室への電話予約が必要です。

※電話予約は相談日の1か月前からできます。

場 所 市役所3階会議室

電話予約

田辺年金事務所お客様相談室
☎0739-24-0435

電話予約方法

自動音声による案内が流れます。
「プッシュボタン②を押す。」か、
「自動音声案内終了後に職員が
応答するまでお待ちください。」

問 国保年金課年金係

☎0738-23-5530

◇行政相談

時 12月13日(水)
13:00~15:00

場 所 福祉センター3階
問 防災対策課

☎0738-23-5528

行政相談委員

くぼり しゅうじ
久堀 修二 氏
☎0738-23-2229
てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

第十回特別弔慰金を請求されていない方はお急ぎください
～戦没者等のご遺族へ～

請求期限 平成30年4月2日

※前回受給されていた方が平成27年3月31日以前に死亡されていても、同順位の方や、後順位の方が受給できる場合があります。お心あたりのある方は、国保年金課年金係までご相談ください。

対 平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいらない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を

取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時に、生計関係を有していること等の要件を満たしていたかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 前記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥姪等)

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円・5年償還の記名国債

申・問 国保年金課 年金係
☎0738・23・5530

水道料金のお支払いは、便利で安心、確実な口座振替をご利用ください。問い合わせ 市水道事務所 ☎0738・22・0942

「年金受給資格期間の短縮」のお知らせ

平成29年8月から年金を受給するために必要な資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

平成29年8月1日から、制度改正により、年金を受け取るために必要な期間(※資格期間)が25年から10年に短縮されました。

平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から年金請求書が入った黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしていますので、お手続きがお済みでない方は、お早めに下記のところで請求手続きをしてください。

なお、請求場所が年金事務所の場合、あらかじめ「ねんきんダイヤル」でご予約のうえお手続きされますよう、お願いします。

※ご予約がないと、年金事務所窓口でお待ちいただくことがあります。

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

※050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165

加入していた年金制度	請求手続きするところ
全ての加入期間が 第1号被保険者(自営業者など)の方	市役所 国保年金課 年金係 または 年金事務所
第2号被保険者(厚生年金・共済年金・船員保険) 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養者) の加入期間がある方	年金事務所

問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530